資料4

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等（中間整理）について

こども基本法　R5.4.1 施行

少子化社会対策大綱

子ども・若者育成支援推進大綱

こどもの貧困対策の推進に関する大綱

こども大綱

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等（中間整理）

◆こどもまんなか社会を目指す　どんな社会？
「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」
・こども施策の基本的な方針（6つの柱）
①こども・若者の多様な個性を尊重、②子ども・若者の意見の反映、③切れ目のない十分な支援、④格差や貧困の解消から全てのこども・若者の幸せな成長へ、⑤若い世代の生活の基盤の安定から結婚、子育てへ、⑥施策の総合性の確保と連携の重視

◆こども施策に関する重要事項
1）ライフステージに縦断的（すべての年齢の子ども・若者のため）の取組み
・こども・若者が権利の主体であることの周知徹底 、こどもの貧困対策、障がい児支援・医療的ケア児への支援、虐待防止対策、ヤングケアラー対策等
2）ライフステージ別の取組み
・こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期
3）子育て当時者支援
・子育てや教育に関する経済的負担の軽減、ひとり親家庭への支援等

◆こども施策の推進に必要な事項
1） こども・若者の社会参画・意見反映
2）こども施策の共通基盤
・データの整備等、人材確保・育成、包括的支援体制構築、意識改革等
3）体制整備
・（国）「こどもまんなか実行計画（仮）」、自治体こども計画の策定促進　等

自治体こども計画

・市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、こども計画を作成（努力義務）。
・こども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとし、全体として統一的に策定すること等